

平成28年10月から

# 短時間労働者に対する 厚生年金保険・健康保険の適用が拡大されました

## 概要

基本として、特定適用事業所（従業員501人以上の事業所）に勤務している短時間労働者の方（学生は除く）が対象となり、次の3つの要件すべてを満たしている場合には、厚生年金保険・健康保険（社会保険）へ加入しなければなりません。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 月額賃金88,000円以上（年収106万円以上／残業代や交通費等は含まない）であること。
- ③ 継続して1年以上雇用されることが見込まれること。

※平成28年10月からの、厚生年金保険・健康保険の適用拡大についての詳細（特定適用事業所や短時間労働者の要件等々の詳細）については、日本年金機構等へおたずねください。

任意継続

### 給与収入のあるご家族を被扶養者としておられる組合員の皆さんへ

被扶養者が当該制度により、社会保険に加入されている、又は加入するかどうかの確認をしてください。加入されている、又は加入する場合は、共済事務担当課を通じて被扶養者資格の取消し手続きが必要です。

### 退職後、任意継続組合員となる予定の皆さんへ

退職後再就職して当該制度に該当する場合は、厚生年金保険・健康保険適用者となるため、任意継続組合員の資格を取得することはできませんのでご注意ください。

## 被扶養者認定 Q&A

—平成28年10月からの健康保険の適用拡大に伴う被扶養者資格の継続について—



Q

現在、私の配偶者は、大手スーパーでパートをしています。毎月の収入は、交通費などの諸手当を含めて10万円前後であり、年間収入は被扶養者資格の認定限度額130万円未満であるため、私の被扶養者としております。

しかし先日、『平成28年10月から短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大がされた』ということを知りました。

このことによって、共済組合での被扶養者資格認定の収入限度額（130万円未満）が変更となるのでしょうか。また、私の妻は、このまま引き続き、被扶養者資格を継続することが可能でしょうか。

回答

A

今回のご質問の内容にありますとおり、※『平成28年10月から短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大がなされました』が、このことによる共済組合における被扶養者資格の認定限度額（130万円未満）の変更はありません。

このため、あなたの配偶者様の収入であれば、被扶養者資格を継続することは可能です。

ただし、あなたの配偶者様の勤務先は、大手スーパーであることから、配偶者様が「健康保険の適用拡大」の制度に該当され、配偶者様自身が社会保険の加入者になることも考えられます。

このような場合には、社会保険加入日をもって、被扶養者資格の取消しとなりますので、所属所共済事務担当課を通じて、速やかに被扶養者資格の取消しの手続きを行ってください。

なお、配偶者様が社会保険の加入者となるか否かについては、配偶者様の勤務先においてご確認ください。

※平成28年10月から短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大の概要については上記のとおりです。

